

1 名古屋市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み

【令和5年度】

(1) 相談及び紛争解決体制等

区 分	内 容
名古屋市障害者差別相談センターの運営	<p>障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し、紛争解決を図るとともに、市民・事業者に向けた啓発事業等を実施。</p> <p>地域の相談窓口や専門相談窓口との連携・協力により、困難事例や複数機関にまたがる相談事案等へ対応。</p> <p>社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に運営委託(令和2～6年度)。</p>
名古屋市障害者差別解消調整委員会の開催 (令和6年3月26日)	<p>事業者による障害を理由とする差別に関する相談事案で、名古屋市障害者差別相談センターへの相談によっても解決を図れなかった事案について、助言又はあっせん等を実施。あっせんによっても解決しない場合は、市長に対して勧告を求める。あっせんの申し立てに応じて随時開催。</p> <p>令和5年度は、あっせん事案がなかったため、第3回障害者差別解消支援会議と合同で開催。</p>
名古屋市障害者差別解消支援会議の開催 (令和5年5月22日) (令和5年8月22日) (令和6年3月26日)	<p>地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有等を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや、類似事案の発生防止の取り組みなど、差別を解消するための取り組みを協議する会議を開催。</p> <p>名古屋市及び各機関の取り組みや相談事例・障害者差別解消推進条例の改正案などの確認、意見交換を実施。</p>
名古屋市障害者差別解消市内推進会議の開催 (令和5年6月12日) (令和5年8月21日) (令和6年1月9日)	<p>全庁体制で障害者差別解消に取り組むため、健康福祉局主管副市長をトップに、全局長による会議を開催。</p> <p>各職場における相談事案や合理的配慮の好事例、バリアフリー整備に関する当事者参画の取り組み事例を集約・集積するとともに、各局区室へ提供、周知することで共有を図り、本市における障害者差別解消の取り組みに活用。</p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」の改正案の確認、意見交換を実施。令和5年12月一部改正し、市職員全員へ配布・周知。</p>

(2) 職員研修

ア 健康福祉局主催（障害企画課）

区 分	内 容	参加者数
本市課長級職員研修 (令和5年11月1日・12月25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解についての講演 ・グループワーク 	146人
指定管理事業者向け研修 (令和5年12月26日・27日)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解についての講演 ・障害者擬似体験 ・グループワーク 	151人
窓口職員等向け研修 (令和5年10月30日・11月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解についての講演 ・障害者擬似体験 ・グループワーク 	47人

※対面式の研修とし、市民討論会における差別事案を踏まえ、グループワークや障害者擬似体験を取り入れた。

イ 総務局主催（職員研修内のプログラムの一つとして開催）

区 分	内 容	参加者数
人権指導者養成研修 (令和5年7月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・名古屋市職員対応要領 など 	36人
新規採用者研修 (令和5年7月11・13日)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・名古屋市職員対応要領 など 	488人

※「職場内人権研修」（令和5年12月4日～令和6年1月17日）eラーニング全職員を対象に「人権基本」に加えて「障害者の人権」も必須科目として実施した。

ウ 子ども青少年局主催

区 分	内 容	参加者数
行政窓口担当者対象 発達障害ワークショップ研修 (令和5年7月11日)	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「発達障害について」 ・擬似体験 ・講演「親の思い」 ・ワークショップ「窓口で、その時あなたは」 	20人

※ あいち発達障害者支援センター・名古屋市発達障害者支援センター共催

(3) 広報・啓発

ア 民間活力を活用した広報

区 分	内 容																								
概 要	<p>民間事業者の持つ「特性」や「強み」等を活かした効果的な広報の企画の提案を募り、外部評価委員の審査を経て事業者が提案した広報を実施する。令和6年4月から障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」となることを受け、その周知に特に注力した。(令和5年度委託事業者：株式会社ITP)</p>																								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター (B2 又は A3) とチラシ (A4) を掲出・配布 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場 所</th> <th style="text-align: center;">実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">松坂屋名古屋店</td> <td style="text-align: center;">令和5年12月1日～12月24日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">なるぱーく</td> <td style="text-align: center;">令和5年12月1日～12月24日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市内の郵便局</td> <td style="text-align: center;">令和6年3月18日～3月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※松坂屋では、パネル設置や館内放送も実施</p> ・ジオターゲティング広告 <p>位置情報をもとに、特定のエリアにターゲティングしてスマートフォン等への広告配信を行う手法を活用した広報を実施</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">配信期間</td> <td style="text-align: center;">令和5年12月8日～令和6年3月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象エリア</td> <td style="text-align: center;">GMS (アピタ・イオン等)、百貨店、市・区役所、レジャー施設、教育関連 (大学・高等学校等) など</td> </tr> </tbody> </table> ・新聞広告 <p>令和6年1月28日 (日) の中日新聞 (地域広告版) で折込チラシ配布</p> ・デジタルサイネージ <p>名鉄名古屋駅及び松坂屋名古屋店にてデジタルサイネージを使用した広報を実施</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">名鉄名古屋駅</th> <th style="text-align: center;">名古屋松坂屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">掲出期間</td> <td style="text-align: center;">令和5年12月4日～10日</td> <td style="text-align: center;">令和5年12月1日～24日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">放映時間</td> <td style="text-align: center;">5時30分～24時00分</td> <td style="text-align: center;">営業時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">放送回数 (枠)</td> <td style="text-align: center;">4分間に1回 (15秒) ×22面 (ディスプレイ)</td> <td style="text-align: center;">15秒×300回程 ×6面 (ディスプレイ)</td> </tr> </tbody> </table> ・ウェブサイト <p>広報を見た方を誘導するウェブサイトを作成し、当市が作成した冊子・動画や事業について案内 (公開：令和5年11月29日～令和6年3月31日)</p> <p>URL：https://www.nagoya-shougaiisha-sabetukaishou.jp</p> 	場 所	実施期間	松坂屋名古屋店	令和5年12月1日～12月24日	なるぱーく	令和5年12月1日～12月24日	市内の郵便局	令和6年3月18日～3月31日	配信期間	令和5年12月8日～令和6年3月31日	対象エリア	GMS (アピタ・イオン等)、百貨店、市・区役所、レジャー施設、教育関連 (大学・高等学校等) など	区分	名鉄名古屋駅	名古屋松坂屋	掲出期間	令和5年12月4日～10日	令和5年12月1日～24日	放映時間	5時30分～24時00分	営業時間	放送回数 (枠)	4分間に1回 (15秒) ×22面 (ディスプレイ)	15秒×300回程 ×6面 (ディスプレイ)
場 所	実施期間																								
松坂屋名古屋店	令和5年12月1日～12月24日																								
なるぱーく	令和5年12月1日～12月24日																								
市内の郵便局	令和6年3月18日～3月31日																								
配信期間	令和5年12月8日～令和6年3月31日																								
対象エリア	GMS (アピタ・イオン等)、百貨店、市・区役所、レジャー施設、教育関連 (大学・高等学校等) など																								
区分	名鉄名古屋駅	名古屋松坂屋																							
掲出期間	令和5年12月4日～10日	令和5年12月1日～24日																							
放映時間	5時30分～24時00分	営業時間																							
放送回数 (枠)	4分間に1回 (15秒) ×22面 (ディスプレイ)	15秒×300回程 ×6面 (ディスプレイ)																							

※ 令和6年度：委託事業者選考中

イ 障害者理解に関する講師派遣事業

区 分	内 容
概 要	<p>市民・事業者が、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、社会にある障壁（バリア）を取り除くための配慮やサポート方法等を学ぶことができるよう、障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供する「障害者理解に関する講師派遣事業」を実施。</p> <p>【事務局ウェブサイト https://shougairikai-nagoya.jp】</p>
対象者	市民又は市内の事業所、5人以上（原則）の集まり
講師料	無料（会場は申込者にて用意）

【コース別実績内訳】

コ ー ス		件数	参加人数	
障害理解入門	まちで見かける“バリアフリー”から、障害を理解する	8	222	
	障害者との接し方入門	11	416	
障害特性を知り、接し方を知る	身 体 障 害	肢体不自由・車いす体験	46	2,575
		視覚障害・アイマスク体験	26	960
		聴覚障害・手話体験	15	924
		内部障害・難病	1	24
	知的障害	5	144	
	精神障害	5	147	
	発達障害	6	84	
	総合コース	10	137	
スポーツや交流を通じて障害を知る	「ボッチャ」をやってみよう	26	926	
	「車いすバスケット」をやってみよう	7	383	
働く障害当事者や、障害のある子を育てる保護者の話を聞き、知る	社会で活躍する障害者—当事者の話を聞いてみよう（講演型）	2	33	
	障害のある子どもの子育て—保護者の体験談（講演型）	3	45	
まちの中の“バリア”を知り、障害を理解する	店舗やオフィスのバリアフリー化アドバイス	3	21	
	まちの中の“バリア”を見つけてみよう	1	5	
合 計		175	7,046	

※ 令和6年度：年間派遣件数を200件に拡大実施

ウ 各種ガイドブックを活用した啓発




区 分	内 容
概 要	<p>・『名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例【ガイドブック】』 条例の理解促進を図るため、内容や考え方について、具体的な事例やイラスト、わかりやすい表現を用いて解説した冊子</p> <hr/> <p>・『こんなときどうする？ 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック』 障害及び障害者の正しい理解のため、各障害の特性とこれまで実際に障害者が体験した事例等をもとに、適切な接遇対応の例を紹介した冊子</p>
活用例	各局区の職員研修、障害福祉施設の新規参入事業者研修 等

【令和6年度新規事業（案）】（※令和6年10月事業開始予定）

（1）障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業

区 分	内 容
概 要	事業者による障害者への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入等に要する費用に対して一部助成を行う。
実施主体	名古屋市 ただし、「障害者差別相談センター事業」の一環として実施
助成対象	・名古屋市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者 ・名古屋市内において活動している町内会、サークル、PTA等の団体やグループ
助成内容	① コミュニケーションツール作成費 助成限度額：5万円 （対象例）点字メニュー、コミュニケーションボード等 ② 物品購入費 助成限度額：10万円 （対象例）折り畳み式スロープ、筆談ボード等 ※ ①・②の区分それぞれにつき、年度内各1回申請可
申請等窓口	名古屋市障害者差別相談センター
利用の流れ	<pre> graph LR A[相談・申請 (事業者等)] --> B[交付決定 (センター)] B --> C[作成・購入 (事業者等)] C --> D[完了報告 (事業者等)] D --> E[助成額確定 (センター)] E --> F[請求 (事業者等)] F --> G[交付・公表 (センター)] </pre>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請前に必ず申請内容について相談・助言を受けること。 ・申請日時点において、「ナゴヤあいサポート事業」に参画し、「あいサポート企業（団体）」の認定を受けていること。（予定でも可） ・物品等の発注は、助成金交付決定後に行うこと。
広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に啓発物品を交付し、店舗等へ掲示することにより、取り組みのPRと障害者への合理的配慮の提供について啓発につなげる。 ・障害者差別相談センターのホームページに助成金を交付した事業者等の実際の活用状況や利用者の声等を紹介し、広く周知を図る。

(2) ナゴヤあいサポート事業

区 分	内 容	
趣 旨	<p>『あいサポート運動』とは、障害の特性を理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会を皆でつくっていく運動のことをいう。</p> <p>本市では、障害への理解を深め、身近なところから心のバリアフリーを意識した行動を行う「意識のバリアフリー行動」の実践に向け、「ナゴヤあいサポート事業」として、令和6年10月より導入予定。</p>	
実施主体	<p>名古屋市 ただし、「障害者理解に関する講師派遣事業」等と連携として実施</p>	
事業内容	<p>あいサポーター研修</p>	<p>対象者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合研修（市民向け）の実施 【令和6年度】3回・計500人参加予定 （キックオフ講演会+集合研修：1回、集合研修：2回） ・「障害者理解に関する講師派遣事業」（5名以上の学校や企業・団体向け）を活用して実施 ・市職員研修において実施
	<p>研修内容（基本）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■障害の社会モデル・「あいサポート運動」（30分程度） ・障害の基本的な知識・考え方（障害の社会モデルの説明等） ・「あいサポート運動」の趣旨・目的等について ■様々な障害についての理解（60分程度） ・それぞれの障害の内容・特性 ・障害のある方が日常生活で困っていること ・その時に必要な配慮等（「こんなときどうする？」の内容を活用）
内容	<p>「あいサポーター等」の認定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者を「あいサポーター」又は「あいサポートキッズ」（小・中・高校生）として認定し、バッジ又はストラップを交付 ・研修受講した企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定し、認定証・ステッカーを交付 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>あいサポートバッジ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>あいサポートストラップ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>あいサポートステッカー</p> </div> </div>
	<p>ステップアップ研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいサポーター」が障害理解を深め、「意識のバリアフリー行動」の実践に結びつけるため、ステップアップ研修を実施 (令和7年度開始予定)

【参考】あいサポート運動とは

「あいサポート運動」は、誰もが、多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、誰もが暮らしやすい地域社会を、皆で一緒につくっていく運動のことをいう。

また、この「あいサポート運動」を実践する方を「あいサポーター」といい、所定の「あいサポーター研修」受講後、「あいサポーター」として認定される。

【あいサポート運動の背景】

平成21年11月に鳥取県で始まり、全国に広がっている運動。

令和6年5月現在、8県16市6町が連携協定を締結し、この運動に取り組んでいる。

- ・あいサポーター数：666,106人
- ・あいサポーター企業・団体：2,986企業・団体

【あいサポートの名前】

あいサポートの名前は、鳥取県で公募により決定されたもの。

愛情の「愛」、私の「I」、支え合いの「合い」に共通する「あい」と、支える・応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障がいのある方を優しく支え、自分の意志で行動することを意味している。

【あいサポート運動のシンボルマーク】

バッジのデザインは、障がいのある方を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現している。

後ろの白いハートは、障がいのある方を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER（サポーター）」の「S」を表現している。

ベースとしている「橙色（だいだいいろ）」は、鳥取県出身で日本の障がい者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしている。

また、「だいだい（代々）」にちなみ、あいサポーターが広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められている。



あいサポート運動 シンボルマーク